

緊急事態宣言対象地域における特定健康診査・特定保健指導等の一時中止について

標記について、厚生労働省から通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1 対象地域

埼玉、千葉、東京、神奈川、大阪、兵庫、福岡

2 対象期間

令和2年5月6日（水）まで

3 対象者及び対象健診機関

- ・対象地域にお住いの加入者
- ・対象地域に所在する健診機関

4 対象となる健診等

- ・人間ドック・生活習慣病予防健診
- ・特定健康診査＋オプション（被扶養者限定）
- ・特定健康診査（集合契約機関）
- ・特定健康診査（近畿地区限定）
- ・対面による特定保健指導

5 その他

- ・受診の予約等については、直接健診機関へお問い合わせください。
- ・契約健診機関についても、当健康保険組合から一時中止の取扱いを通知していません。